

2022年度 高等教育の修学支援新制度 給付奨学金臨時採用の申請について

【学部生対象】

この新しい制度は、授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）と給付型奨学金の支給の2つの支援により、大学で安心して学んでいただくものです。

【申込資格】 下記の、①～⑧すべてに該当・了承した上で説明会に参加してください。

① 学生本人と生計維持者の2021年合計所得が、収入基準に該当している。

🏠 所得基準はこちらをご確認ください。<[進学後（在学採用）の給付奨学金の家計基準 | JASSO](#)>

・2021年の収入が収入基準に該当しないと出願はできません。

また、2022年4月1日以降に家計が急変した場合は、給付奨学金(家計急変)に応募してください。

② 「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当していることを確認している。

🏠 こちらで確認をしてください。<[進学資金シミュレーター-JASSO](#)>

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	あなた、親①（ひとり親）（★）	229	332	402	131	202	262
3人	あなた、親①（ひとり親）（★）、高校生	289	391	457	172	247	301
4人	あなた、親①（★）、親②（無収入）、高校生	295	395	461	186	267	338
4人	あなた、親①（★）、親②（給与所得者）、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：195 親②：155	親①：252 親②：155
5人	あなた、親①（★）、親②（パート）、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：267 親②：100	親①：343 親②：100

③ 学生本人と生計維持者（1人または2人）の資産額基準を越えていない。

・現金や投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券等の合計が2,000万円未満であること。※生計維持者が1人のときは1,250万円未満であること。

④ 下記の学力基準を満たしている。

・2022年秋学期に休学・留年をしていない方。

・累計修得単位数が、2年4セメ開始時47単位、3年6セメ開始時78単位、4年8セメ開始時109単位以上の方。ただし、標準単位以下の場合、災害・傷病・その他やむを得ない事由があることを証明できる証明書等を提出する事で判断を考慮します。

・全員、学修計画書を提出。

⑤ 学費は春・秋学期分はそれぞれ全額納めることを理解している。

・授業料等の減免額返還は、支援区分に相当する額を返金予定。

詳細は採用後に郵送される『授業料等減免認定結果通知書』を確認してください。

- ⑥ 現在、第一種貸与奨学金の貸与を受けている人は、採用後、現在の貸与月額が調整（減額又は増額）されたり、返金する場合もあることを理解している。

 [〈令和2年度以降採用の給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額 | JASSO〉](#)

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受取る場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。

給付奨学金の区分	自宅通学者	自宅外通学
	採用後の第一種奨学金振込額	採用後の第一種奨学金振込額
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円

- ⑦ 採用後も、年4回(4・7・10・12月)の手続きがあり、手続きを怠ると給付は停止されることを理解している。
- ⑧ 採用後、毎年、奨学生本人及び生計維持者の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定する為、経済状況や学力によって給付される内容が常に変動することを理解している。

 [〈在学中の適格認定 | JASSO〉](#)

【その他】

質問等は下記、日本学生支援機構ホームページの「給付奨学金（返済不要）に関するよくあるご質問」を参照のこと。 [〈給付奨学金（返済不要） | JASSO〉](#)

【給付月額及び授業料減免額】

	自宅通学者 給付月額	自宅外通学者 給付月額	入学金 (新入生)	授業料 減免年額
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	260,000円	700,000円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	173,400円	466,700円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	86,700円	233,400円

※ ()内は、生活保護世帯及び児童養護施設等から通学する場合の金額となります。